

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団役職員業務外活動規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）の常勤理事並びに公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団職員就業規則及び公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団職員の再雇用に関する規程第5条から第17条の定めにより雇用される職員（以下「役職員」という。）の業務外活動の取扱いに関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「業務外活動」とは、役職員が行う財団の業務以外の活動であって、報酬の有無及び当該活動の従事先にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 1日限りのもの
- (2) 2日以上6日以内の場合で総時間数が10時間未満のもの

(申請及び許可)

第3条 役職員（使用人を兼ねない役員を除く。次項において同じ。）は、業務外活動のうち、財団の名称、財団における役職又は職位、財団のデータ、資料等を使用するものに従事する場合は、事前に理事長の許可を得なければならない。

2 役職員は、前項の許可を得るにあたり、事前に所属長（細胞調製施設長、研究開発センター長、企画部門長、事務局長及び監査室長にあっては専務理事）の了承を得たうえで、別紙「業務外活動申請書」に参考となる資料等を付して、従事する日の初日の10日前までに担当部署に申請を行うものとする。

3 役職員が、業務外活動のうち、財団の名称、財団における役職又は職位、財団のデータ、資料等を使用するものを行うことにより、次の各号のいずれかに該当する場合又は該当する蓋然性が高い場合には、理事長は、当該業務外活動を禁止又は制限することができる。

- (1) 管理監督者が当該役職員の職務遂行に支障が生ずる又は生じていると判断した場合
- (2) 財団が保有する秘密情報が漏洩する場合
- (3) 財団の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
- (4) 役職員が従事先との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係がある場合又はその発生のおそれがある場合
- (5) 従事先が財団の競業相手に該当する場合、その他役職員が業務外活動を行うことにより財団の利益を害する場合

(勤務時間の取扱い)

第4条 業務外活動に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。なお、業務外活動に従事するために年次休暇を取得することは妨げない。

(勤務時間内の従事)

第5条 理事長は、前条の定めにかかわらず、無報酬の依頼であり、かつ、当該役職員の業務に密接な関係がある業務外活動については、勤務時間内に職務として従事することを認めることができる。

(貸与物品の取扱い)

第6条 役職員は、業務外活動のうち、財団の名称、財団における役職又は職位、財団のデータ、資料等を使用するものにおいて必要がある場合、財団から貸与されている情報端末等を使用することができる。ただし、次の各号を厳守しなければならない。

(1) 当該情報端末等をパスワードの掛かっていないWiFiに接続しないこと。

(2) 移動する際は必ずシャットダウンすること。

(3) 当該情報端末等から手を離さないこと。

(4) 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団情報端末管理運用細則第5条各号に定める事項

2 業務外活動において財団から貸与されている情報端末等の紛失、盗難、破損等又は情報漏洩があった場合、その損害の全部又は一部を、当該業務外活動に従事した役職員に賠償させるものとする。

(処分等)

第7条 職員が、財団の許可を得ずに財団の名称、財団における役職又は職位、財団のデータ、資料等を用いて業務外活動に従事した場合、理事長は当該職員に対し、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団職員就業規則第47条に定める懲戒を行うものとする。

2 役員が、財団の許可を得ずに財団の名称、財団における役職又は職位、財団のデータ、資料等を用いて業務外活動に従事した場合、理事長は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団定款第33条第1号に基づく当該役員の解任にかかる評議員会の招集について、理事会に諮るものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、役職員の業務外活動の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年10月17日から施行する。